

生活文化常任委員会資料
2020年(令和2年)6月18日
市民生活局市民生活室国民健康保険課
市民生活局市民生活室長寿医療課

## 国民健康保険料等の減免について

### 1 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免

#### (1) 目的

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ感染症」）の影響により一定程度収入が下がった被保険者に対しては、国が特別調整交付金等により、減免に要する費用に対して全額財政支援をすることが示されたことから、国民健康保険料（以下「保険料」）における減免を行うため必要な手続きを行うものです。

#### (2) 減免基準

##### ① 減免の対象となる世帯及び減免額

ア コロナ感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯 全部

イ コロナ感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の3項目のすべてに該当する世帯

- ・事業収入等の減少額（保険金や損害賠償金で補てんされた収入を控除した額）が平成31年中の事業収入等と比べて10分の3以上である。
- ・平成31年中の所得金額合計額が1,000万円以下である。
- ・減少する事業収入等以外の平成31年中の所得の合計額が400万円以下である。

##### 【減免額の算定】

$$(A \times B / C) \times D$$

A：世帯の被保険者全員で算出した保険料額

B：主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等の平成31年中の所得の合計額

C：平成31年中の世帯全員の合計所得金額

D：減免割合

主たる生計維持者の平成31年中の合計所得金額	減額または免除の割合(D)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

※事業等の廃止や失業の場合には、平成31年中の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除します。

##### ② 減免の対象となる保険料

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限が設定されている保険料

(3) 施行予定日

令和2年7月1日

(4) 保険料の徴収猶予

コロナ感染症の影響により、主たる生計維持者の失業や事業の休廃止等があることに伴い、保険料の支払いが困難な被保険者に対し、申請により6か月以内に限り徴収を猶予します。

(5) その他

後期高齢者医療制度についても、兵庫県後期高齢者医療広域連合が規定を整備し、同様の措置が取られる予定です。

2 所得の減少世帯に対する国民健康保険料減免の取り扱い

明石市国民健康保険条例施行規則（以下「規則」）第9条第1項第5号に規定する、国民健康保険料（以下「保険料」）の所得の減少世帯に対する減免の取り扱いについて、税制改正に伴う所得金額の算定方法の見直しによる影響で対象者に不利益が生じることのないよう、以下のとおり対応します。

(1) 背景

本市では、規則第9条第1項第5号において、世帯主及び被保険者に係る当概年の所得金額の見積額が前年の所得金額に比べ、3割以上の減少割合となった場合、保険料（所得割のみ）の減免を適用することを定めています。

しかし、今般の税制改正において、所得金額の算定方法に変更があり、令和2年中と平成31年中では収入状況が同じでも、所得金額が異なる場合が生じることとなりました。

このため、当該改正による影響で不利益が生じないようにするものです。

(2) 対応策

令和2年度の保険料に当該減免を適用する場合に限り、その判定に用いる令和2年中の所得金額については、従前の算定方法により求めた所得金額を用いることとします。

(3) 所得の減少世帯に対する減免の適用状況（平成31年度）

- ・対象世帯数 103世帯
- ・保険料減免額 9,218千円

(4) 施行予定日

令和2年7月1日